

14.12.7  
196

大務大臣 若槻禮次郎 殿  
 警備司令官 栗地麟五郎 殿  
 社会司長官 長尾隆一郎 殿  
 憲兵司令官 松井兵三郎 殿  
 北海道庁大政兵庫慶和  
 神奈川府長官藤崎五郎馬  
 長野山梨右衛門長官殿  
 東京地方裁判所長官殿

共 同 第 二 五 九 三 號

大正十四年十二月四日

警視總監 太田 次 弘

12/15/1925

右及申(通)報 候 也

四定期昇給(六月十二月)金額ニ 対シテ行フコト	—	—
五、公傷の場合日給金額及 傷害ノ場合ニ給金額及校舎損 害ノ場合ニ設置スルコト	—	要求内容認
六、傷害手当支給及校舎損 害ノ場合ニ設置スルコト	—	—
七、一週間三分ノ過剩ノ過誤スル コト	—	—
八、臨時休業及会社創立に 念日ニ日給金額支給ノコト	—	臨時休業中ノ日給ハ支給セズ 但レ相当額ヲ新年度初手当ニシテ年木ニ支給ス 解雇後ハ復職セシメス但レノ百割ヲ支給 今後本府殿ニテ解雇者ヲ出サズ
九、失業者ヲ出ササルコト	解雇者ハ半減スルコト 但レ解雇者ハ八五割ヲ支給 スルコト	—